

## 改修内容及びバージョンアップの方法について

### 1 改修内容

#### (1) 証明書請求手続の追加

所有不動産記録証明書を交付請求するための申請書様式として以下を追加します。

- ・所有不動産記録証明書交付請求書

#### (2) 設立登記申請書の登記すべき事項作成支援機能及び添付ファイルチェック機能を備えた様式の変更

会社成立の年月日に休日を指定可能とするため、登記すべき事項に「会社成立の年月日」を追加します。

- ・登記申請書(会社用):株式会社の発起設立(取締役会設置, 現物出資なし)
- ・登記申請書(会社用):株式会社の発起設立(取締役会非設置, 現物出資なし)
- ・登記申請書(会社用):合同会社の設立(代表社員が法人でない場合, 現物出資なし)
- ・登記申請書(会社用):合同会社の設立(代表社員が法人の場合, 現物出資なし)
- ・登記申請書(会社用):株式会社の発起設立(取締役会設置)(定款認証同時申請用)
- ・登記申請書(会社用):株式会社の発起設立(取締役会非設置)(定款認証同時申請用)
- ・登記申請書(会社用):株式会社の発起設立(取締役会設置, 現物出資なし)(電子証明書発行同時申請用)
- ・登記申請書(会社用):株式会社の発起設立(取締役会非設置, 現物出資なし)(電子証明書発行同時申請用)
- ・登記申請書(会社用):合同会社の設立(代表社員が法人でない場合, 現物出資なし)(電子証明書発行同時申請用)
- ・登記申請書(会社用):合同会社の設立(代表社員が法人の場合, 現物出資なし)(電子証明書発行同時申請用)
- ・登記申請書(会社用):株式会社の発起設立(取締役会設置)(定款認証・電子証明書発行同時申請用)
- ・登記申請書(会社用):株式会社の発起設立(取締役会非設置)(定款認証・電子証明書発行同時申請用)
- ・QRコード(二次元バーコード)付き書面申請書(会社用):株式会社の発起設立(取締役会設置, 現物出資なし)
- ・QRコード(二次元バーコード)付き書面申請書(会社用):株式会社の発起設立(取締役会非設置, 現物出資なし)
- ・QRコード(二次元バーコード)付き書面申請書(会社用):合同会社の設立(代表社員が法人でない場合, 現物出資なし)
- ・QRコード(二次元バーコード)付き書面申請書(会社用):合同会社の設立(代表社員が法人の場合, 現物出資なし)

### (3) かんたん証明書請求及び供託かんたん申請に関する内容の変更

かんたん登記・供託申請に手続及び機能が集約され、かんたん証明書請求及び供託かんたん申請のサービス提供が終了となることに伴い、かんたん証明書請求及び供託かんたん申請向けの文言及びリンクの遷移先を、かんたん登記・供託申請向けの内容に変更します。

### (4) 全角スペースの自動除去機能の追加

不動産登記(権利に関する登記)と検索用情報の同時申請に対応する申請書様式、相続人申出書等の一部申請書様式について、権利者等の名義人項目の氏名関連項目に全角スペースが含まれている場合、入力欄からカーソルが外れた際に当該全角スペースを自動除去する機能を追加します。

- ・登記申請書(権利に関する登記)(1)所有権の保存
- ・登記申請書(権利に関する登記)(2)所有権の保存(敷地権付区分建物)
- ・登記申請書(権利に関する登記)(3)所有権の移転(売買)
- ・登記申請書(権利に関する登記)(4)所有権の移転(相続)
- ・登記申請書(権利に関する登記)(5)所有権の移転(贈与)
- ・登記申請書(権利に関する登記)(7)所有権の更正
- ・QRコード(二次元バーコード)付き書面申請書(権利に関する登記)(1)所有権の保存
- ・QRコード(二次元バーコード)付き書面申請書(権利に関する登記)(2)所有権の保存(敷地権付区分建物)
- ・QRコード(二次元バーコード)付き書面申請書(権利に関する登記)(3)所有権の移転(売買)
- ・QRコード(二次元バーコード)付き書面申請書(権利に関する登記)(4)所有権の移転(相続)
- ・QRコード(二次元バーコード)付き書面申請書(権利に関する登記)(5)所有権の移転(贈与)
- ・QRコード(二次元バーコード)付き書面申請書(権利に関する登記)(7)所有権の更正)
- ・オンライン申出書(相続人申出書)
- ・オンライン申出書(相続人申出書(変更・更正))
- ・オンライン申出書(検索用情報の申出書)

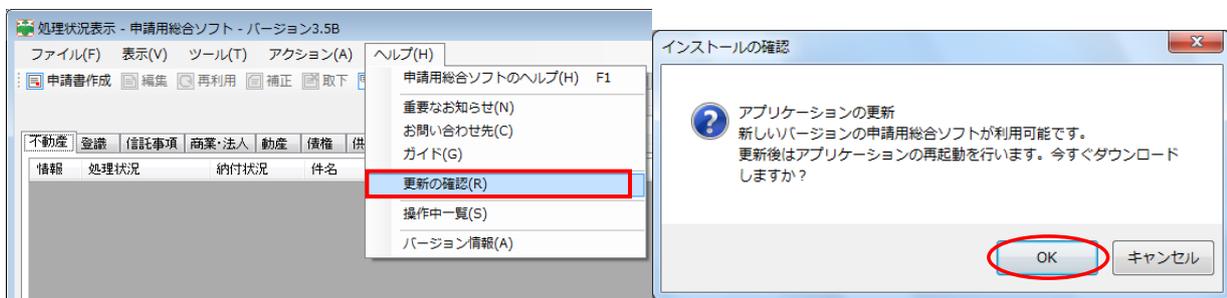
## 2 バージョンアップの方法

令和8年2月1日(日)正午以降、PCがインターネットにつながった状態で申請用総合ソフトを起動すると、「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されますので、「OK」ボタンをクリックしてバージョンアップをします。「スキップ」をクリックすると、クリックしてから1週間は、「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されません。バージョンアップしていない申請用総合ソフトは利用することができませんので、あらかじめバージョンアップするようにしてください。



(参考)

「処理状況表示」画面の「ヘルプ」メニューの「更新の確認」からも申請用総合ソフトをバージョンアップすることができます。



※1 この方法でバージョンアップすることができない場合は、申請用総合ソフトのアンインストール及び再インストールを行ってください。

なお、申請用総合ソフトをアンインストールした場合でも、これまでに作成・送信した申請データや、各種公文書、登記識別情報に係る申請者の鍵情報を管理するデータフォルダは削除されないため、申請用総合ソフトを再インストールした場合であっても、これらのデータをそのまま利用することができます。

※2 「このアプリケーションをインストールしますか？」と記載されたダイアログが表示された場合は、ダイアログのメッセージ内容に従い、「インストール」ボタンをクリックして、インストールを行ってください。

### 3 注意事項

#### (1) 申請用総合ソフトがウイルス対策ソフトにより誤検知される事象について

申請用総合ソフトをバージョンアップした際、御利用のウイルス対策ソフトの設定によっては、申請用総合ソフトがウイルスを含むアプリケーションとして誤検知される可能性があります。この場合、**申請用総合ソフトのインストールが正常に完了せず、「アプリケーションが起動できません。アプリケーションのベンダにお問い合わせください。」とメッセージが表示され、起動できないことがあります。**

上記の事象が発生した場合は、一時的にウイルス対策ソフトの機能を停止した上で、申請用総合ソフトをアンインストールし、再度インストールをお試しください。

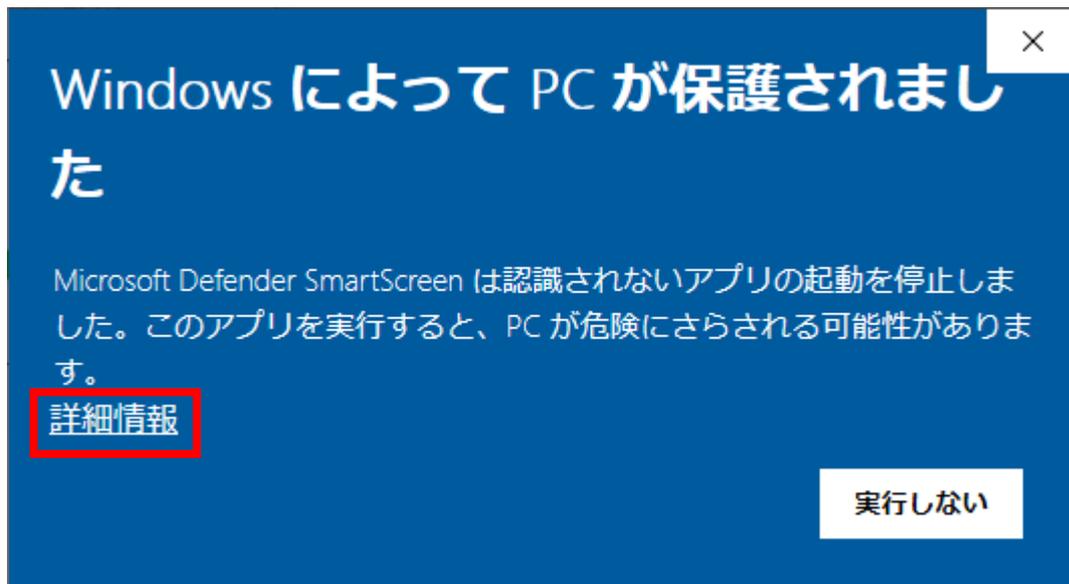
なお、ウイルス対策ソフトの機能の停止方法につきましては、御利用のウイルス対策ソフトのお問合せ先に

御確認ください。

(2) 申請用総合ソフト起動時に「Windows によって PC が保護されました。」と表示される事象について

申請用総合ソフトをインストール又はバージョンアップした際、御利用の環境によっては、「Windows によって PC が保護されました。」と表示される場合があります。この事象は Windows から提供されている「SmartScreen フィルター機能」によるものです。

上記の事象が発生した場合は、画面内の「詳細情報」をクリックし、「アプリ」に「ShinseiyoSogoSoft.exe」と表示されていることを確認した上で、「実行」ボタンをクリックすると申請用総合ソフトが起動します。実行するアプリケーションが申請用総合ソフトであることを十分に確認した上で、実行してください。



### (3) 申請用総合ソフトのバージョンについて

申請用総合ソフトが最新のバージョンでない場合には、通信エラーが発生するため、申請用総合ソフトを利用する際は必ず事前にバージョンアップを実施願います。

また、複数のPCから同一のデータフォルダを共同利用する場合、共同利用するPCにインストールする申請用総合ソフトは全てのPCにおいてバージョンアップが実施されているか御確認ください。バージョンが同一でない申請用総合ソフトで共同利用を行った場合、申請用総合ソフトの起動や申請書へ操作（申請書の保存、ファイルの添付など）を行った際に、エラーとなる可能性があります（※）。

※ 最新のバージョンの申請用総合ソフトで申請データを作成した場合でも、当該データを古いバージョンの申請用総合ソフトがインストールされた他のPCで編集・送信を行うと、それが原因でエラーが発生する場合がありますので、御留意願います。